

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区のまちづくりについて、まちづくり検討会および勉強会での協議を踏まえ、地区の防災性と住環境の向上を図り、誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちを目指すことを目的とする。

(対象地区)

第3条 川口市芝樋ノ爪及び芝4・5丁目を対象地区(一部、大字芝のうち都市計画道路南浦和前川線以南の区域を含む)とする。(別紙参照)

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、会員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、協議会の活動を行う。

- (1) 対象地区のまちづくりに関する情報提供及び意見交換。
- (2) 住民、地権者等への情報提供。
- (3) その他、まちづくりに必要な事項。

(会員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 対象地区に居住する者、土地・建物を所有する者又は業を営む者で、対象地区に係る町会長の推薦する者。
- (2) 前号の規定に関わらず、協議会の承認を得た者。

(役員)

第6条 本会の役員の構成、職務は次のとおりとする。

- (1) 協議会に、会長1名、副会長若干名を置く。
- (2) 会長及び副会長の職は、原則として対象地区に係る町会長が担う。
- (3) 会長は、対象地区に係る町会長から互選する。会長は、必要に応じて協議会を招集し、ならびに会務の総括をおこなうものとする。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

(会員の任期)

第7条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局を川口市都市整備部市街地整備室に置く。

(会則の改正)

第9条 この会則は、協議会で改正することができる。

付 則

この会則は、平成23年10月18日から施行する。

【対象地区】

